

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員研修規程（平成元年3月新潟県訓令第5号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（研修の種類）</p> <p>第5条 研修の種類は、職場研修、研修所研修、政策形成研修、専門研修、派遣研修、<u>キャリア支援研修</u>、特別研修及び自己啓発支援とする。</p> <p>第10条 （略）</p> <p><u>（キャリア支援研修）</u></p> <p>第11条 <u>キャリア支援研修は、職員の主体的なキャリア形成に係る支援を目的とし、別に定めるところにより実施するものとする。</u></p> <p>第12条 （略）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>第22条 （略）</p>	<p>（研修の種類）</p> <p>第5条 研修の種類は、職場研修、研修所研修、政策形成研修、専門研修、派遣研修、特別研修及び自己啓発支援とする。</p> <p>第10条 （略）</p> <p>第11条 （略）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>第21条 （略）</p>